

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社 電 響 社
代表者名 代表取締役社長 藤野 博
コード番号 8144 大阪証券取引所 第二部
問合せ先 常務取締役 管理本部長 辻 正秀
(TEL 06-6644-6711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株主権行使の手続きに関する事項が株式取扱規則に規定されていることを明確にするほか、手数料は既に無料化していることから、株式取扱規則に関する規定の変更を行うものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において</u>は取扱わない。</p> <p>第13条～第39条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以 上